

第10回戸田市自治基本条例推進委員会

次 第

日 時：令和3年11月4日（木）

午後7時00分～

場 所：戸田市役所 大会議室A B

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）市長への答申（案）について

（2）その他

4 事務連絡

5 閉 会

1 市長への答申内容（案）について

自治基本条例推進委員会は、第三期委員会発足の際に市長から、以下の2項目について諮問を受けている。

1. より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりをすすめていくための手法について意見を伺います。
2. これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何をおこなっていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

この諮問に対して、これまでの取り組みや委員会での検討事項等をまとめて、市長に答申を行う。

答申書の作成にあたっては、第三期推進委員会のこれまでの取組成果や議論を踏まえ、内容を審議し、確定させる。

市長への答申日（予定）

日 時	令和3年11月16日（火） 午前10時～
場 所	戸田市役所 4階 市長室
出席者	横山委員長 雨木副委員長

2 その他

メ 毛



メ モ



令和3年11月16日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 横山 誠

戸田市自治基本条例について(答申)(案)

令和元年12月19日付、戸協第1016号において、当委員会に諮問がありました事項に関して、当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 当委員会の取り組み

当委員会は今まで、戸田市自治基本条例推進委員会条例第2条の所掌事務に基づき自治基本条例の運用や啓発等の審議を行ってきました。

また、定期的に委員会を開催するとともに、自ら主体となって「自治基本条例フォーラム」の開催や、「先進自治体視察」、「市民意識調査」などといった様々な活動を実施し、特に無作為抽出による市民への自治基本条例フォーラム案内状の送付という手法は、その有効性が証明されるなど成果を得ることができました。

さらに、第三期の委員会においては、今後の協働によるまちづくりをすすめていくための参考として、無作為抽出による、まちづくりに関する市民向けのアンケートを実施しました。その中で、協働やまちづくりなどに興味があるご回答いただいた方への情報発信を目的として、電子メールアドレスを取得し、新たな担い手の発掘や機会の創出などのための新たな手法として、一定の成果を得ることができました。

2 諮問に対する審議結果

(1) 答申1

諮問内容

より多くの市民に条例の理解を促進し、市民、議会、行政、3者の協働によるまちづくりをすすめていくための手法について意見を伺います。

○手法について、大きく以下の3点について提案いたします。

まちの特性を生かしたアプローチ手法（ターゲットを定めた普及・啓発）
新たな担い手の発掘手法（人材の固定化の是正、機会の創出）
活動の見える化

条例の理解を促進し、3者の協働によるまちづくりをすすめていくためには、これらの手法を用いていくことが有効であると考えます。

まちの特性を生かしたアプローチ手法（ターゲットを定めた普及・啓発）
戸田市は、転出入が多く、県内一平均年齢も若く、子育て世代も多いというまちの特性があります。また、アンケートなどの結果から、潜在的に何らかの市民活動に興味がある方や、参加したいという方、既に活動しているという方が一定数いる反面、そういった層への条例の普及率が低いということがわかっています。

そのため、転入者や子育て世代などを明確なターゲットと定め、適切かつ継続的な情報発信・共有をするなどの普及・啓発を実施する必要があると考えます。具体的には、SNSやHP等による情報発信や、子どもから大人までが分かりやすく条例の理解を深めることができるマンガパンフレットの更なる活用。キャラクターなどを活用しながらより親しみやすく目につきやすいパンフレットを作成・配布し、まちづくりは誰もが気軽に参加出来るのだということを具体的に示して伝えていく手法などが考えられます。また、この啓発ツールを既存イベントなどで用いて普及を図っていくことが有効であると考えます。

新たな担い手の発掘手法（人材の固定化の是正、機会の創出）

次に、市主催の様々な市民会議や、市民活動団体等における人材の固定化により、一部の方への負担の増加や、議論や活動の鈍化の要因となっている状況があります。また、興味を持っていても機会がなく、参加することができていない層がいることも大きな課題の一つであります。

これらの課題に対しては、参加の機会を創出し、新たな担い手を創出することで、人材の固定化の是正を図れると考えられますが、そのためには参加する側だけでなく、参加を受け入れる側の姿勢も重要であります。

自主的にイベントに参加してくださる方や、アンケートにご協力いただいた方を取り込んでいくのはもちろんのこと、初めて参加する方が「気軽に」参加できる雰囲気づくりや情報発信、さらに、次の参加につながる道筋を作っていくことが必要であります。また、各団体の青年部など若者が活躍する場に赴いたり、コロナ禍で家に居る時間が増えた方や、リタイアして時間に余裕ができた方々に向けて情報発信やニーズを把握したりするなど、多世代を取り込む意識を持って自ら動き働きかけていくことも、新たな担い手の発掘をするためには有効な手法であると考えます。

活動の見える化

最後に、活動に興味がある方や、まちづくりにおける困りごとなどを抱えている方が課題解決の参考としたり、既に活動しているが、その活動が自治基本条例の理念に基づく協働のまちづくりであるということを認識していない方に対しての意識付けをしたりするため、活動の見える化をすることが有効な手法であると考えます。また、それらを後押しするため、戸田市ボランティア・市民活動支援センターとの連携を強化し、相互の活動の情報共有を促進していくことで、協働によるまちづくりにさらなる広がりが生まれると考えます。

(2) 答申2

諮問内容

これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何をおこなっていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

○まちづくりなどにおける課題をチェックした上で、諮問1への答申で述べたような手法を主体的かつ積極的に提案する「提案型の諮問機関」

当委員会は、令和2年11月18日付け「戸田市自治基本条例について(中間答申)」に記載のとおり、当委員会の今後の在り方として、当委員会が「主体となって様々な策を実施していくのか、あくまで諮問機関として存在し、具体的な取り組みは専門部会のような実行機関を必要に応じて組織し、行っていくのかなど効果的な方法について引き続き検討」を重ねました。

その結果、当委員会の在り方としては、「市長の諮問に応じ調査審議し、答申する」諮問機関であることを前提に、更に、まちづくりなどにおける現状と課題をチェックした上で、諮問1への答申で述べたような手法を提案するなど、自治基本条例の運用、普及及び啓発、見直し等に関する提案を主体的かつ積極的に行っていく「提案型の諮問機関」としての機能を充実させるべきという結論に至りました。

当委員会は、これまで、「自治基本条例フォーラム」を主催するなど実行機関としての機能を重視し活動することにより、所期の効果をあげてきました。しかし、これからは、実行機関としての機能を重視した活動を継続していくよりも、既存のイベントの活用、まちづくりに関する計画等への当委員会委員の参画、市民活動団体の後押しなどの「提案」をする機関としての機能を充実させることが、協働によるまちづくりの推進や自治基本条例の理念の普及・啓発をより効率的・効果的に行うことができると判断しました。

そして、今後、当委員会が様々な「提案」をした場合に、その実効性を確保するためには実行機関が必要となる場合も考えられることから、その場合の実行機関のあり方や形式などについては、引き続き検討をしていく必要があると考えます。また、実効性の確保のためや、条例の普及・啓発、手法の効果検証のためなどの理由で、必要があると判断した場合には、当委員会が主体的に実行機関と

して機能していくことも必要であると考えます。

3 おわりに

当委員会では、報告したとおり様々な活動をしてきた結果から、諮問1で述べたような手法を提案し、後押しをしていく「提案型の諮問機関」に舵をきるという結論に至りましたが、今後も活動を実施していく中で、条例の実効性の確保や条例の普及・啓発などのために、何が必要かなど効果的な方法について引き続き検討し、時代に沿った委員会のあり方を模索し、未来に繋がるよう活動していく所存であります。

【別紙1】答申案に関するご意見について

	ご意見
1	<p>「答申案(抜粋)」に係る意見は以下のとおりです。</p> <p>1 諮問が「ですます」調であるのに対応し、答申も「ですます」調にすべきと思料します(前期の答申も「ですます」調のようです。)</p> <p>「体裁等の形式を整える」のは今後の作業で予定しているということであれば、申し訳ありません。</p> <p>2 「諮問1」に係る答申について 冒頭で、提案として を挙げた上で、詳細を述べるスタイルですが、対応関係がやや分かりにくいと感じました。適宜、小見出しを付すなどすると対応関係も明確になると思料します。内容につきましては、委員の約半数で、1回の会議でディスカッションしたのが実質なので、やむを得ないと思います。</p> <p>3 「諮問2」に係る答申について 原案によりますと、当委員会の従来 of 活動についてややネガティブすぎる印象を受けました。 また、(当委員会が「策を主体的に担うことは難しい」ことには賛成ですが、)実施機関として活動するのが「できないから、提案機関として活動する」のではなく、実施機関として活動できようができれば、「提案機関として活動するのがベターだから提案機関として活動する」のだと理解しています。 私のイメージで修正すると、添付のとおりです(このように修正すべしというわけではありません。)</p> <p>別紙2参照</p>
2	<p>諮問2に対する答申内容が「提案機関か実施機関か」という点のみに矮小化されており、具体性にも乏しく、市長が意図した諮問内容に答えていないように感じられます。</p> <p>たとえば、下記のように具体的な活動の方向性やそれを実現するための権限について、追加すべきではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に規定された各側面、自治基本条例の推進にかかわる各事業に対する年次毎の評価を行い公表すること ・当委員会の設置目的として規定された範囲内において自主的に課題設定を行うこと ・提案型諮問機関としての任務を果たすために必要十分な資料を執行部に対して要求すること
3	<p>答申案ですが、この内容でとても良いと思います。</p> <p>第9回の委員の皆さんが意見されていたことがわかりやすく盛り込まれていて、会議の場では良く理解できなかった内容も、とても具体的に表現されていて、改めて「そういうことなのだ」と理解することができました。</p> <p>今後の方向性も限定することなく幅を持たせた表現なので、今後の活動がし易いのではないかと感じました。</p>

【別紙 2】

- (2) 諮問 2 これまでに実施した取り組み等を踏まえ、条例推進のために推進委員会として主体的に何をおこなっていく必要があるかなど、その在り方について意見を伺います。

○まちづくりなどにおける課題をチェックした上で、諮問 1 への答申で述べたような手法を主体的かつ積極的に提案する「提案型の諮問機関」。

当委員会は、令和 2 年 1 1 月 1 8 日付け「戸田市自治基本条例について（中間答申）」に記載のとおり、当委員会の今後の在り方として、当委員会が「主体となって様々な策を実施していくのか、あくまで諮問機関として存在し、具体的な取り組みは専門部会のような実行機関を必要に応じて組織し、行っていくのかなど効果的な方法について引き続き検討」を重ねました。

その結果、当委員会の在り方としては、「市長の諮問に応じ調査審議し、答申する」諮問機関であることを前提に、更に、まちづくりなどにおける現状と課題をチェックした上で、諮問 1 への答申で述べたような手法を提案するなど、自治基本条例の運用、普及及び啓発、見直し等に関する提案を主体的かつ積極的に行っていく「提案型の諮問機関」としての機能を充実させるべきという結論に至りました。

当委員会は、これまで、「自治基本条例フォーラム」を主催するなど実行機関としての機能を重視し活動することにより、所期の効果をあげてきました。しかし、これからは、実行機関としての機能を重視した活動を継続していくよりも、既存のイベントの活用、まちづくりに関する計画等への当委員会委員の参画、市民活動団体の後押しなどの「提案」をする機関としての機能を充実させることが、協働によるまちづくりの推進や自治基本条例の理念の普及・啓発をより効率的・効果的に行うことができると判断しました。

そして、今後、当委員会が様々な「提案」をした場合に、その実効性を確保するためには実行機関が必要となる場合も考えられることから、その場合の実行機関のあり方や形式などについては、引き続き検討をしていく必要があると考えます。また、実効性の確保のためや、条例の普及・啓発、手法の効果検証のためなどの理由で、必要があると判断した場合には、当委員会が主体的に実行機関として機能していくことも必要であると考えます。